

「益城町地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証について

1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

27号計画では「地域農業の振興に資する施設」として位置付けられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が、地域の農業の振興に寄与し、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるか否かについて、検証することとされています。

3. 「益城町地域の農業の振興に関する計画」の検証結果について

N o .	施設の種類	施設の所在地	検証結果
1	宅地分譲	大字馬水字外豊	未達成